

# マイナンバーカードを 作りませんか？



## ▼問い合わせ先

住民課 住民保険室 ☎26-2244(直通)

マイナンバーカードを持っていますか。今後、マイナンバーカードは身分証明書や健康保険証（令和3年3月予定）など、皆さんの生活の中で活用する機会が増えていきます。また、令和2年度にはキャッシュレスで買い物などをするとマイナポイント（上限5,000円分）が付与されるマイナポイント事業も予定されています。この機会にぜひマイナンバーカードを作りましょう。

## 写真撮影サービスを開始

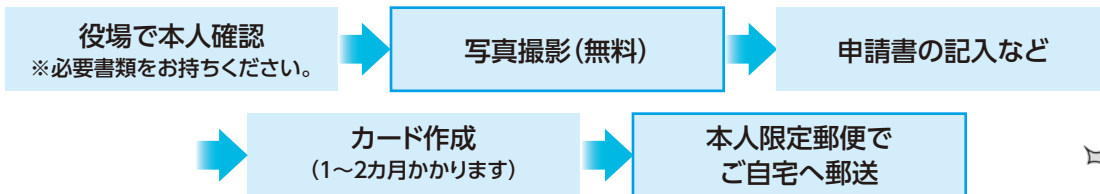
気軽にマイナンバーカードの申請ができるよう、役場住民保険室（③番窓口）で写真を撮影するサービスを始めました。費用は無料です。ご利用ください。  
※マイナンバーカードの作成が目的の場合に限ります。



## マイナンバーカードの申請方法

次の①②のいずれかの方法で申請してください。いずれの方法でも、一度は役場での本人確認が必要です。なお、初めてマイナンバーカードを作る場合は無料ですが、再発行の場合は有料です。

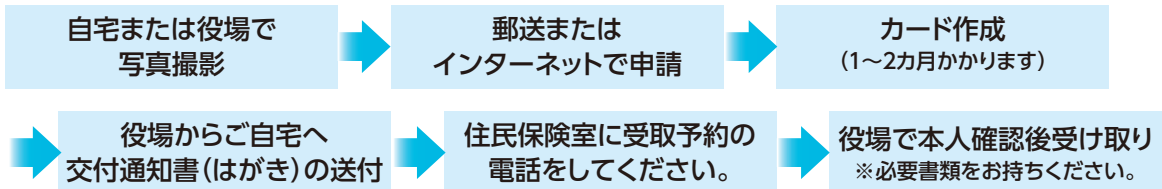
### ① 申請するときに役場へ行き、後日自宅にカードが郵送される方法



#### ❗ 必要書類

- ・通知カード
  - ・個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書（通知カードのキリトリ線以下）
  - ・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
  - ・本人確認書類（下表のAから1点かつBから1点、またはAから2点）
  - ・顔写真（役場で撮影できます）
- ※15歳未満の場合や成年被後見人の場合は別途必要な書類があります。お問い合わせください。

### ② 郵送またはインターネットで申請し、カードを受け取る時に役場へ行く方法



#### ❗ 必要書類

- ・通知カード
- ・交付通知書（はがき）
- ・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
- ・本人確認書類（下表のAから1点またはBから2点）

### 本人確認書類について

A	住民基本台帳カード（写真付き）、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書
B	健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、学校名が記載された各種書類、預金通帳、医療受給者証、生活保護受給者証など